

大阪府医師会治験審査委員会 審査料取り扱い

第1条 大阪府医師会（以下、「本会」という。）治験審査委員会規則（以下、「規則」という。）第2条（委員会の目的）の規定に基づき、本会会員等が、自ら管理する医療機関で行う治験、および製造販売後臨床試験等にかかる審査等を本会治験審査委員会（以下、「委員会」という。）に委託してきた場合の審査料について以下のとおり定める。

第2条 委員会の審査料は次のとおりとする。

なお、その金額等については、別記のとおりとする。

- (1) 新規包括審査料（初回審査（「治験の実施の適否審査」）を実施した日から1年間にかかる審査すべてを包括した審査料）
- (2) 2年目以降の審査料（初回審査（「治験の実施の適否審査」）を実施した日の1年後の日以降の審査1回あたりの審査料）

第3条 前条に規定する審査料については、審査等を委託してきた医療機関に対し、委員会事務局より請求を行い、原則、当該医療機関より、本会指定金融機関口座（別記）に振り込まれるものとする。

第4条 この取り扱いの改廃は、委員会の議決を経なければならない。

附 則

第1条 制定

平成23年7月19日制定、平成23年9月1日施行

大阪府医師会 治験審査委員会「審査料」

【平成23年9月1日以降に新たに治験の実施の適否審査が委託された審査案件】

内 容	審査料（円）	備 考
新規包括審査料（1年目）	200,000 （消費税抜き）	初回審査（「治験の実施の適否審査」）を実施した日から1年間にかかる審査すべてを包括した審査料
2年目以降の審査料 （1回あたり） （1）治験の継続の適否審査 （2）継続審査	20,000 （消費税抜き）	初回審査（「治験の実施の適否審査」）を実施した日の1年後の日以降の審査1回あたりの審査料

【平成23年8月31日以前に新たに治験の実施の適否審査が委託された審査案件】

内 容	審査料（円）	備 考
審査料（1回あたり） （1）治験の継続の適否審査 （2）継続審査	20,000 （消費税抜き）	審査1回あたりの審査料

【本会指定金融機関口座】

三菱東京UFJ 銀行	谷町 支店	普通 259346
社団法人 大阪府医師会（しゃだんほうじん おおさかふいしかい）		